

第30回ニセコ町環境審議会

と き 令和元年8月1日（月）13時～15時

ところ ニセコ町役場2階 議員控え室

1 開会

2 町長あいさつ

3 議 事

（1）役員互選

（2）報告事項

- ・平成30年度に実施した環境に関する主要な取組（資料1）
- ・第2次環境モデル都市アクションプラン（資料2）
- ・第4次ニセコ町地球温暖化対策実行計画（資料3）

（3）審議事項

- ・第2次環境基本計画の進捗管理および今後の方針について（資料4）
- ・令和元年度に実施する取組について（資料5）
- ・地域エネルギー会社の設立検討について（資料6）
- ・環境モデル都市推進条例（仮）および宿泊税について（資料7）
- ・環境審議会のスケジュールについて（資料8）

4 その他

5 閉会

○ニセコ町環境審議会委員名簿

任期 令和元年7月1日～令和3年6月30日

柴 田 真 年
黒 滝 博
阿 部 武 吉
牧 野 雅 之
本 間 泰 則
磯 野 浩 昭
猪 狩 和 大
澤 田 健 人
マツケイ 路
大 槻 師 寛

(事務局・企画環境課)

山 本 契 太
柏 木 邦 子
宮 坂 侑 樹

ニセコ町環境審議会設置条例

平成13年3月21日
条例第15号

(設置)

第1条 環境の保全について審議するため、ニセコ町環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ環境の保全に関する基本的事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人で組織する。

2 委員は、次に掲げる各号の中から町長が委嘱する。

(1) 環境全般に識見を有する者 5人

(2) 一般公募に応じた者 5人

3 前項第2号の一般公募に応じた者が定数に満たなかった場合は、男女及び年齢構成を勘案し、町長の指名する者をもって不足定数を補うものとする。

4 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画環境課で処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年6月20日条例第15号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年7月1日から施行する。